

分収造林契約書（案）

国 近畿中国森林管理局長 （以下「甲」という。）
と造林者 （以下「乙」という。）
とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）に基づき、別紙1の条項を約定して、下記のとおり分収造林契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各その一通を保有する。

令和 年 月 日

国 契約担当官
近畿中国森林管理局長

造林者
住 所
氏 名

記

1 分収林の所在

2 分収林の実測面積
H A

3 契約の存続期間
自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

4 植栽樹種及びその本数
樹種 本数 本

5 植栽の期間及び方法並びに保育の方法
別紙造林計画書のとおり

6 伐採の時期及び方法
時期 令和 年度
方法

7 収益分収の割合
国 100分の20
造林者 100分の80

8 特約事項
暴力団排除に関する特約条項については、別紙2のとおり

(別紙1)

第1条 乙は、当該対象森林を管轄する〇〇森林管理署長等(以下「署長等」という。)の指示する箇所(図示のとおり)に、境界標及び下記の表示をした標識を建設するものとする。

表面 国有林名 分収林の種類 分収林面積
裏面 存続期間 造林者住所氏名

第2条 乙は別紙の造林計画書により造林及び保育を行うものとし、その計画を変更するときは、あらかじめ甲の同意を受けるものとする。

2 乙は、造林及び保育について、随時、署長等の指導を受けるものとする。

第3条 乙は、植栽を終えたときは、すみやかにその旨を書面により、署長等に届け出るものとする。

第4条 乙は、法第14条に掲げる産物を採取しようとするときは、あらかじめ署長等に届け出てその指示を受けるものとする。

第5条 乙は、法第15条ただし書の規定により甲の許可を受けてその権利を処分しようとする場合において、甲が当該権利の買受けの申込みをしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができないものとする。

第6条 乙は、法第17条第1項の規定により本契約が解除された場合には、同条第2項の規定により国の所有に帰する樹木がないときにあつては、契約締結の日から解除の日までの期間につき国有林野管理規程(昭和36年農林省訓令第25号。以下「規程」という。)第25条第1項、第26条及び第29条の規定により算定した毎年度の貸付料に相当する金額に、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率に基づき計算した利息を加算して得た金額(以下この条において「貸付料相当額」という。)を、法第17条第2項の規定により国の所有に帰する樹木があり、かつ、その樹木につき甲が評定した価額が貸付料相当額に満たないときにあつては、その差額を賠償として甲に支払うものとする。

2 乙は、前項に基づき乙が甲に支払うべき金銭を、甲が定める納付期限までに納付しない場合は、納付期限日の翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

第7条 乙は、甲が法第11条第3項の規定により、天然に生じた樹木を分収木として指定した場合において、甲が収益分収の割合を変更する旨協議をしたときは、正当な理由がなければこれを拒むことはできないものとする。

第8条 乙が規則第37条の規定により定められた搬出期間内にその分収木の搬出を終わらない場合には、その樹木は国の所有に帰するものとする。

第9条 乙は、搬出を終わらない分収木を他人に譲渡する場合には、乙が搬出につき甲に対して有する権利義務を譲受人が承継し、かつ、譲受人と連帯してその責めに任ずる旨を記載した書面に譲受人と連署して署長等に届け出るものとする。

第10条 乙は、規則第31条の規定により作成された定款又は規約を変更するときは、甲の承認を受けなければならない。※規約等の作成を要しない場合は、本条項を削除すること。

第11条 収益分収の終わった土地については、本分収造林契約の効力は消滅するものとする。

第12条 甲は、次に掲げる場合には、本分収造林契約を解除することができるものとする。

- (1) 天災地変その他乙の責めに帰することができない事由により本契約の目的を達する見込みがないと認める場合
- (2) 甲の承認を受けることなく乙が第10条に規定する定款又は規約を変更した場合

第13条 甲は、本分収林を農耕地その他林野以外の用途に供すべき特別の必要があると認めた場合は、本分収造林契約の解約を申し入れることができるものとする。

第14条 前2条の規定により本分収造林契約を解除又は解約した場合には、分収木は、収益分収の割合で分収するものとする。

第15条 乙は、造林、保育又は法第13条に定める保護義務の履行を直接行うことができない場合には、乙の負担において、その行為の全部又は一部について委託して行うものとする。

第16条 本契約に関し疑義あるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

分収造林契約に関する誓約事項

(保護義務等)

第1条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる事項を行うこと。

- (1) 火災の予防及び消防
 - (2) 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
 - (3) 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
 - (4) 境界標その他の標識の設置、保存
- 2 火災を発見した場合は、直ちに消火に努めるとともに、速やかに森林管理署長等（森林管理署長、森林管理支署長又は森林管理事務所長をいう。以下同じ。）に報告すること。
- 3 有害動植物又は森林病虫害による被害が発生したときは、速やかに森林管理署長等に報告するとともに、森林管理署長等と協議の上、適切な措置を講ずること。
- 4 分収造林地に設置する標識には、正面にあつては分収林の名称及び面積、裏面にあつては国有林名及び林小班名、右側面にあつては契約年月日、存続期間の終期及び植栽樹種、左側面にあつては造林者の氏名又は名称を記載すること。また、設置に際しては、森林管理署長等に設置場所や設置の必要性の有無等についてあらかじめ協議すること。さらに、標識に異状を発見したときは、速やかに是正措置を行うとともに、森林管理署長等に報告すること。
- 5 分収造林地が遠隔地にある場合など、造林者が直接管理及び保護ができない場合は、地元の森林組合等に依頼することも可能である。その場合は、管理保護方法についてあらかじめ森林管理署長等に協議すること。

(契約内容の変更等)

第2条 住所変更、氏名変更、相続、法人の代表者の変更など分収造林契約の内容に変更があつた場合は、速やかに森林管理署長等に届け出ること。

- 2 規約書、定款、造林計画書又は分収造林契約の存続期間を変更したい場合は、あらかじめ森林管理局長の承認を受けること。

(その他の申請等)

第3条 防火線若しくは通路の設置若しくは回収又は保育のため分収木を伐採しようとする場合は、あらかじめ森林管理署長等に協議し、その指示を受けること。

- 2 分収造林契約を譲渡し若しくは担保に供する場合又は分収造林を目的外に使用しようとする場合は、あらかじめ森林管理局長の許可を受けること。

(林産物の採取)

第4条 分収造林契約の存続期間中は、次に掲げる林産物を採取することができる。なお採取にあたっては、分収木を損傷させることのないようにすること。

- (1) 下草、落葉及び落枝
- (2) 木の実及びきのこ類
- (3) 分収造林契約のあったあとにおいて天然に生じた樹木であり、森林管理署長が分収木に指定していないもの
- (4) 植栽後20年以内において保育のため伐採する分収木

(解除)

第5条 次に掲げる事由がある場合には、国は分収造林契約を解除することができるため、注意すること。

- (1) 植栽期間の始期から1年を経過しても植栽に着手しないとき
- (2) 植栽期間が満了しても植栽が完了しないとき
- (3) 植栽後5年経過しても成林の見込みがないとき
- (4) 造林計画書の内容に従わないとき
- (5) 火災の予防等をしなかったとき
- (6) 許可無く目的外使用をしたとき
- (7) 分収林について罪を犯したとき

(その他)

第6条 前各条の外、森林管理署長等により指示があったときは、その指示に従うこと。

分収造林契約の存続期間中、上記事項を遵守する旨誓約いたします。

○年○月○日

近畿中国森林管理局長殿

造林者 住所

氏名 (名称)

印

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び下記 2 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、申請書の提出をもって誓約します。

近畿中国森林管理局長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称